

差出人: 九州農林水産物等輸出促進ネットワーク <yushutu_sokusin-kyushu@maff.go.jp>
送信日時: 2026年8月5日水曜日 16:32
件名: 九州農政局 農林水産物・食品等輸出関連情報メールマガジンNo.13 (2026.8.5)

九州農政局 農林水産物・食品等輸出関連情報メールマガジン2026.8.5

本メールマガジンは九州地域の輸出に関連した情報発信とネットワークづくりを支援するために配信しています。

<No. 13インデックス>

- ▶【1】【公募開始】R7補正サプライチェーン連結強化緊急対策（5次公募）及びR8当初サプライチェーン連結強化プロジェクト事業（4次公募）について
- ▶【2】【ご案内】INPIT-KYUSHU キックオフイベント ～「知財は ここから。」九州・沖縄の成長を支える連携のチカラ～
- ▶【3】【情報共有】輸出された日本産農林水産物・食品の各国・地域における水際検査結果等

【1】【公募開始】R7補正サプライチェーン連結強化緊急対策（5次公募）及びR8当初サプライチェーン連結強化プロジェクト事業（4次公募）について

農林水産省では、8月3日（月）より以下の事業の公募を開始しました。

- ・ R7補正サプライチェーン連結強化緊急対策（5次公募）
- ・ R8当初サプライチェーン連結強化プロジェクト事業（4次公募）

本事業では、国内の生産事業者と海外の現地販売事業者、両者をつなぐ国内外の商社等で構成されるコンソーシアムが行う、生産から販売までの一気通貫した新たなサプライチェーンの構築に向けた取組を支援します。公募詳細は以下ウェブページをご確認ください。

[補助事業参加者の公募：農林水産省](#)

■公募期間

令和8年8月3日（月曜日）から令和8年8月25日（火曜日）12時まで

■申込締切

令和8年8月25日（火曜日）12時必着

【2】【ご案内】INPIT-KYUSHU キックオフイベント ～「知財は ここから。」九州・沖縄の成長を支える連携のチカラ～

知的財産の総合支援機関であるINPIT（独立行政法人工業所有権情報・研修館）は、天神ビジネスセンターⅡ（福岡県福岡市天神1丁目10番10号）において、2026年10月1日（木）に九州初の地域拠点「INPIT-KYUSHU」を開設します。

INPIT-KYUSHUは、INPITが培った知財経営の専門的知見・支援力を生かし、地域関係機関と協働しつつ、九州・沖縄の産業政策や成長戦略、課題・ニーズ等に即して、知財を稼ぐ力につなぐ、よりきめ細かい広域・包括的な支援体制の構築に取り組みます。

つきましては、開設にあたり「INPIT-KYUSHU キックオフイベント」が開催されますのでご案内します。

■開催日時

2026年8月25日（火） 13:30～17:00（12:45受付開始）

■開催形式

会場・オンライン（Zoomウェビナー）併催〔要事前申込〕

会場：ONE FUKUOKA CONFERENCE HALL Terrace Hall A
(福岡県福岡市中央区天神1丁目11-1)

■プログラム

○基調講演：儲かる会社の極意～注目される知財経営とは？～

○パネルディスカッション：“近くにあった”から始まった企業成長～支援機関とともに進めた知財活用～
詳細は下記ウェブページをご確認下さい。

[\[INPIT\] INPIT-KYUSHU開設記念特設サイト](#) | [独立行政法人 工業所有権情報・研修館](#)

申込方法：下記ウェブページよりお手続きください

[INPIT-KYUSHU キックオフイベント 参加申込](#)

■申込期限：2026年8月18日（火）

申込みに関するお問合せ先：inpit-kyushu0825@piic-inc.com(事務局：株式会社Piic)

【3】【情報共有】輸出された日本産農林水産物・食品の各国・地域における水際検査結果等

農林水産省から、主な輸出先国・地域(以下「輸出先」といいます。) で最近公表された、日本産農林水産物・食品(以下「日本産食品」といいます。) の水際検査結果等についてお知らせいたします。

1. 中国(日本産食品の違反件数27件、2026年5月)

- ・日本産食品の違反件数は全706件中27件(参考：2026年4月は全463件中38件)で、国・地域別で違反件数が多かったのは上位からエクアドル(207件)、サウジアラビア(43件)及びオーストラリア(42件)。
- ・日本の違反27件のうち、上海税関におけるものが22件で最多。
- ・公表されている不合格理由は、「賞味期限の食品安全国家標準不適合」が11件で最多。次いで「表示不合格」が7件。

《注意》

・中国では、10都県(福島、宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、長野、新潟)から輸出されるすべての食品・飼料等(新潟県産精米を除く)について、輸入停止措置が講じられています(10都県以外については農水省HPを参照)。

https://www.maff.go.jp/j/export/e_info/attach/pdf/hukushima_kakukokukensa-85.pdf

・上記10都県以外で製造された製品であっても、10都県を通過したことを理由として、中国税関において輸入不可とされた事案が発生しています。輸出の際にはご注意ください。

・中国の輸入食品海外製造企業登録管理システム(国際貿易シングルウィンドウ)に登録されている製造者等の名称、住所等の情報と、産地証明書記載内容が正確に一致していないこと、また産地証明書の主要加工原料の産地及び経路が正確に記載されていないことを理由に通関が認められない事例が発生しています。証明書申請の際は、登録された情報と正確に一致していることを十分にご確認ください。

また、「輸入食品海外製造企業登録管理規定」が改正され、海関総署令第280号として2026年6月1日より施行されていますのでご確認をお願いいたします。

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/kigyoushokou4.html>

・中国側より、中国食品安全国家基準に適合しない原材料及び添加物の使用など、製造加工工程に問題のある一部の食品生産企業について、当該企業からの輸入を一時停止するとの通達がありました。輸出にあたっては上記国家基準及び関連法令を再確認のほどお願いいたします。

(ご参考：中国海関総署輸出入食品安全局HP)

<http://jckspj.customs.gov.cn/spj/xxfw39/fxyj47/4677516/index.html>

2. 台湾(日本産食品の違反件数6件、2026年6月)

- ・公表された46件の違反のうち、日本産食品の違反件数は6件。内訳は、残留農薬基準超過3件(メロン2件(ニテンピラム、イプロジオン)、みかん1件(シアントラニリプロール))及びその他衛生項目基準超過3件(モクズガニ(ダイオキシン、ダイオキシン様ポリ塩化ビフェニル))。

《注意》

・日本産いちごの残留農薬基準値超過が頻発しているため、衛生福利部食品薬物管理署は来年2027年5月31日までの間、日本産いちごの輸入検査において全ロット検査(検査費用は台湾当局負担)を行っています。また、

残留農薬基準値超過が確認された一部の事業者に対しては、上記期間に関わらず輸入申請者による検査経費負担での全ロット検査が行われています。

- ・日本産かんきつ（きんかん、うんしゅうみかん等）について、残留農薬基準値超過が確認された一部の事業者に対しては、輸入申請者による検査経費負担での全ロット検査が行われています。

- ・日本産メロンについて、残留農薬基準値超過が頻発したことにより、8月13日まで、抜き取り検査の強化（抽出率の引き上げ）が行われています。なお、8月14日以降の措置については、台湾当局の発表をご確認ください。

- ・日本産モクズガニから基準値を超えるダイオキシン類が検出されたことを受け、2027年6月18日までの間、日本産「その他活力ニ類」の輸入検査において全ロット検査（検査費用は台湾当局負担）が行われています。（台湾衛生福利部HPダイオキシン規制に関する規定）

<https://www.fda.gov.tw/tc/includes/GetFile.ashx?id=f637225381788191946>

- ・2025年の不合格事案の発生状況を踏まえ、2026年は以下の日本産の品目について検査を強化することを発表しています。

（検査強化品目）

いちご、うんしゅうみかん、その他かんきつ類、メロン（以上、残留農薬基準違反）、乳幼児用菓子、冷凍いわし・にしん類小魚（以上、重金属含有量基準違反）

（台湾衛生福利部HP）

<https://www.fda.gov.tw/TC/siteContent.aspx?sid=2409>

青果物の継続的かつ安定的な輸出を推進していくため、輸出に取り組む事業者の皆様におかれては、台湾の残留農薬基準の確認・順守をお願いいたします。

（農林水産省HP：残留農薬基準値に関する情報）

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/zannou_kisei.html

- ・このように青果物で残留農薬基準値超過が頻発しており、みなさまにおかれましては、台湾向けの生産方法を採用している園地から調達されるよう、改めて確認をお願いします。

3. 香港（日本産食品の違反件数なし、2026年6月）

- ・同期間において、公表された違反はありませんでした。

《注意》

・輸入停止品の輸出や必要な書類の不備により、香港税関において輸入不可とされた事案が発生しておりますので、各輸出業者におかれては、香港側の輸入業者と十分に連絡をとり、適切に対応するようにしてください。

4. 韓国（日本産食品の違反件数1件、2026年6月）

- ・食品医薬品安全処から公表された違反は1件。内訳は、保存料使用基準不適合（ラーメンスープ醤油）。

5. タイ（日本産食品の違反件数1件、2026年6月）

- ・同期間において、公表された違反はありませんでした。

6. 米国（日本産食品の違反件数3件、2026年6月）

- ・公表された日本産食品の違反は3件。内訳は、不適切表示3件（米粉1件及びサプリメント2件）。

7. EU（日本産食品の違反件数1件、2026年6月）

- ・公表された日本産食品の違反は1件。内容は、残留農薬基準違反（緑茶）。

《注意》

ポーランド向けの緑茶・抹茶において残留農薬基準値超過による違反が高い頻度で検出されています。各輸出業者におかれましては、十分ご留意ください。

8. 豪州（日本産食品の違反件数1件、2026年5月）

- ・公表された日本産食品の違反は1件。内容は、含有ヨウ素基準違反（昆布）。

《注意》

・中国、香港、韓国、マカオ、ロシアは原発事故に関連する輸入規制を措置しています。規制措置の内容、証明書の申請手続き等については、以下のページをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/index.html



●農林水産物・食品の輸出支援ポータル

<https://www.jetro.go.jp/agriportal.html>

日本貿易振興機構(JETRO)や関係省庁・団体が収集した輸出に関する情報を一元的に提供しています。

●農林水産物・食品

<https://www.jetro.go.jp/industrytop/foods/>

農林水産物・食品の展示会や商談会等のイベント情報を提供しています。

●海外見本市、海外商談会、国内商談会、セミナー一覧

https://www.jetro.go.jp/industry/foods/foods_schedule.html

農林水産物等輸出相談窓口・問い合わせ先

<農林水産省ホームページ>

●農林水産物・食品輸出支援策ガイド

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/yusyutsugaido.html>

<九州農政局ホームページ>

<http://www.maff.go.jp/kyusyu/>

★九州農政局や農林水産省では、このほかにもメールマガジンを発行しております。配信をご希望される方は、ご登録をお願いします。

<http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/index.html>

★九州農政局 農林水産物・食品等輸出関連情報メールマガジンのバックナンバーはこちらからご覧いただくことができます。

(ネットワーク会員登録、メルマガ配信登録がこちらからできます。)

<http://www.maff.go.jp/kyusyu/keiei/zigyo/merumaga.html>

当メールマガジンの配信停止を希望される場合は、お手数をおかけしますが本メールに配信停止希望の旨返信をお願いいたします。

相談窓口：九州農政局経営・事業支援部輸出促進課

住 所：熊本市西区春日2丁目10番1号（熊本地方合同庁舎A棟）

電 話：096-300-6382

